

# 災害用備蓄品の備えを

総務課 交通防災係 ☎ 68-2111

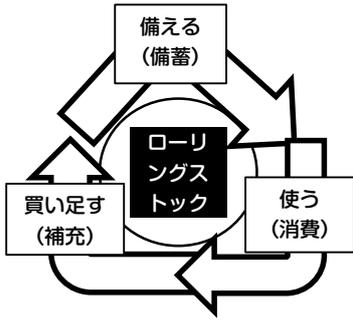
## 災害発生時に備え、家庭でも備蓄をしましょう！

災害が発生した時は、電気・水道などのライフラインが停止する場合があります。2018年に発生した「胆振東部地震」では町内でもブラックアウトとなり、電気や水道が使用できなくなりました。災害はいつ発生するかわかりません。万が一のことを考え、各家庭でも食料や防災用品の備蓄を確認し、災害時に備えましょう。

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きし、古いものから消費し、消費した分を買い足すという方法です。防災に特化した保存食品を購入しなくても、この方法を活用すれば常に一定量の食品を家庭で備蓄することができます。普段から食べられているインスタント食品やレトルト食品を備蓄食料として備えれば、無理なく利用や補充ができます。長期保存が可能な野菜や冷凍食品などがあると、なお良いでしょう。

また、この「ローリングストック」は食料や飲料水だけでなく、ティッシュペーパーやトイレットペーパーなどの消耗品にも利用できます。

このように備えることで、万が一、災害が発生した時でも家庭内で対応することができます。今一度、食料や飲料水だけではなく、日頃使う消耗品や防災用品の家庭内での「備え」をご確認ください。



### 新しいものに更新を



写真は、開町120周年記念に各家庭に配布された非常用持ち出しセットの一部です。水、カンパン、ウェットティッシュは保存期限がありますので期限が切れる前に、新しい物に更新してください。

# 所得税確定申告・町道民税申告が始まります

住民課 係 68-2112

令和5年分の所得税および住民税の申告を、下記のとおり受け付けます。

○受付期間

2月16日(金)～3月15日(金)

(金)

午前9時～午後4時

※土、日、祝日を除く

○受付会場

浦臼町役場1階 調理実習室／岩見沢税務署(所得税申告のみ)

■所得税申告が必要な方

(所得税の納税が必要な方のうち、以下の条件に当てはまる方)

- ・主たる所得(給与所得、公的年金所得など)以外に20万円を超える所得のある方
- ・個人で農業や商店、飲食店などの事業を行っている方
- ・不動産(土地、家屋)の貸

し付けまたは売買で収入を得た方など

※これら以外であっても確定申告が必要な場合や、申告をした方が有利な場合があります。

■町道民税申告が必要な方

・令和6年1月1日現在、町内に在住で、令和5年中に収入のあった方

※令和5年中の収入がなくても、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。

※所得税確定申告書を提出した方は、改めて町道民税申告をする必要はありません。

■申告に必要なもの

- ・収入に関する書類(源泉徴収票、報酬の支払調書など)
- ・控除に関する書類(国民年

金保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書(人ごと、医療機関ごとに集計したもの)など

・本人確認とマイナンバーの確認ができる書類

○マイナンバーカードをお持ちの方(マイナンバーカードのみ)

○マイナンバーカードをお持ちでない方(

- ①運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
- ②通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど

・申告者名義の通帳(還付申告者のみ)

○マイナンバーカードをお持ちの方で、公金受取口座の登録をされている方はその口座を利用することも可能です。

※書類不備等により、マイナンバー確認または本人確認が

できない場合は、公金受取口座を利用することはできません。公金受取口座の登録の有無については、マイナポータルから必ず確認してください。

■所得税の確定申告はe-Tax(インターネットタックス)がおすすです!

・e-Tax(インターネットタックス)とは

国税庁が提供する国税電子申告・納税システムです。国税庁のホームページで公開されている「確定申告書作成コーナー」を利用すると、申告会場に出向くことなく、ご自宅等で申告書を作成しインターネットを通じて送信、または作成した申告書を印刷し税務署へ直接郵送することができます。

もスマートフォンから申告書の作成ができます。

(e-Taxを利用するメリット)

- ・24時間いつでも提出でき、会場で待つ必要がありません。
- ・一部の添付書類を省略することができます。

・所得税の還付を通常よりも早く受け取ることができます。

(還付までの期間…通常約4～6週間→e-Tax約3週間)

e-Tax

URL

<https://www.keisan.nta.go.jp>

